特定非営利活動法人

プラットフォームあおもり

定　款

【2018年6月　特定非営利活動促進法の改正に伴う変更対応版】

1. 総　則

（名称）

1. この法人は、特定非営利活動法人　プラットフォームあおもり　という。

（事務所）

1. この法人は、主たる事務所を青森県青森市大字浅虫字蛍谷65番地52に置く。
2. 目的及び事業

（目的）

1. この法人は、ひとりでも多くの青森県民が望ましい働き方ができるように、1社

でも多くの企業が安定して雇用を継続しうる経営ができるように、企業経営支援とナレッジの共有、そして働く人の自立を支えるキャリア支援を、年度を越えて一元的・継続的に行うためのプラットフォームとしての役割を果たすことを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行

う。

(1)　社会教育の推進を図る活動

(2)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(3)　子どもの健全育成を図る活動

(4)　経済活動の活性化を図る活動

(5)　職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(6)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助

の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

　　①　継続的な雇用を実現するための企業経営支援事業

②　人材を育成し定着させるナレッジの共有事業

③　働く人の自立を支えるキャリア支援事業

④　再就職支援事業

⑤　関係団体・企業・組織体等とのネットワーク構築事業

⑥　その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

(2)　その他の事業

　　①　物品販売業・卸売業

　　②　請負業・コンサルティング業（人材派遣も含む。）

　　③　飲食店業

　　④　物品貸与業

　　⑤　上記に付帯する一切の業務

２　前項第２号に掲げる事業は、同項第１号に掲げる事業に支障がない限り行うもの

とし、収益を生じた場合は同項第１号に掲げる事業の費用に充てるものとする。

1. 会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」

という)上の社員とする。

1. 正会員　　この法人の目的に賛同して入会した個人
2. サポーター会員　この法人の事業に協力賛助するために入会した団体及び個人

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

　　２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事

長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければなら

ない。

　　３　理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって

本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 退会届の提出をしたとき。
2. 本人が死亡し若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
3. 継続して１年以上会費を滞納したとき。
4. 除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名

することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与え

なければならない。

1. この定款等に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. 役員及び職員

（種別及び定数）

第12条　この法人に次の役員を置く。

1. 理事３人以上13人以内
2. 監事１人以上２人以内

　　　２　理事のうち１人を理事長、１人を副理事長とする。

（選任等）

第13条　理事及び監事は、総会において選任する。

　　　２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

　　　３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の

親族が１人を越えて含まれ、又は当該役員ならびにその配偶者及び３親等以内

の親族が役員の総数の３分の１を越えて含まれることになってはならない。

　　　４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

　　　５　法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはで

きない。

（職務）

第14条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

　　　２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたとき

は、その職務を代行する。

　　　３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、

この法人の業務を執行する。

　　　４　監事は、次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

　　　２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末

日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

　　　３　補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は

現任者の任期の残存期間とする。

　　　４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務

を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なく

これを補充しなければならない。

（解任）

第17条　役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任

することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与

えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないとみとめられるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

　　　２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

　　　３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（事務局の設置）

第19条　この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

　　　２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

　　　３　事務局長ならびに職員は、理事長が任免する。

　　　４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に

定める。

1. 総　会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条　総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条　総会は、次の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業報告・活動予算の承認
5. 役員の選任・解任
6. 役員の職務・報酬
7. 会員の種類、その他の要件、入会金・会費の額
8. 事務局の組織及び運営
9. 会員の除名の承認
10. その他この法人の運営に関する重要事項

（開催）

第23条　通常総会は、毎事業年度１回開催する。

　　　２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第14条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第24条　総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

　　　２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、そ

の日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

　　　３　総会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書面

をもって、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した

事項とする。

　　　２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をも

って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　　　３　理事または社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員

の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社

員総会の議決があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された

事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任

することができる。

　　　３　前項の規定により表決した正会員は、前２条、次条第１項及び第50条の適用に

ついては、総会に出席したものとみなす。

　　　４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加

わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署

名押印しなければならない。

　　　３　前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思を表示したこと

により、総会の議決があったとみなされた場合においては、次の事項を記載し

た議事録を作成しなければならない。

1. 総会があったものとみなされた事項の内容
2. 前号の事項を提案した者の氏名または名称
3. 総会の議決があったとみなされた日
4. 議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名
5. 理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条　理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条　理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
3. 第14条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条　理事会は、理事長が招集する。

　　　２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日か

ら14日以内に理事会を招集しなければならない。

　　　３　理事会を招集するときは、会議の日時・場所・目的及び審議事項を記載した書

面をもって、開催日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

（議決）

第35条　理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知し

　　　　　た事項とする。

　　　２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の

決するところによる。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

　　　２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された

事項について書面をもって表決することができる。

　　　３　前項の規定により表決した理事は、前条第２項及び次条第１項の適用について

は、理事会に出席したものとみなす。

　　　４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加

わることができない。

（議事録）

第37条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならな

い。

1. 日時及び場所
2. 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
3. 審議事項
4. 議事の経過の概要及び議決の結果
5. 議事録署名人の選任に関する事項

　　　２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署

名押印しなければならない。

1. 資産及び会計

（資産の構成）

第38条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立の時の財産目録に記載された資産
2. 会費
3. 寄付金品等
4. 財産から生じる収益
5. 事業に伴う収益
6. その他の収益

（資産の区分）

第39条　この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び

　　　　　その他の事業に関する資産の2種とする。

（資産の管理）

第40条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別

に定める。

（会計の原則）

第41条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条　この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び

その他の事業に関する会計の2種とする。

（事業計画及び予算）

第43条　この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決

を経なければならない。

（暫定予算）

第44条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しなときは、理事

長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費

用を講じることができる。

（予備費の設定及び使用）

第45条　予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができ

る。

　　　２　予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

（予算の追加及び更正）

第46条　予算議決後にやむを得ない自由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算

の追加または更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する

書類は、毎事業年度終了後速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会

の議決を経なければならない。

　　　２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第48条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

（臨機の措置）

第49条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、

又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３

　　　　　以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変

　　　　　更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 目的
2. 名称
3. その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
4. 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
5. 社員の得喪に関する事項
6. 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
7. 会議に関する事項
8. その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
9. 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
10. 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の決議
2. 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
3. 正会員の欠亡
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による設立の認証の取消し

　　　２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以

上の承諾を得なければならない。

　　　３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならな

い。

（残余財産の帰属）

第52条　この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、

法第11条第３項に掲げるもののうち、総会において正会員総数の４分の３以

上の議決を経て選定された者に譲渡するものとする。

（合併）

第53条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上

　　　　　の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

1. 公告の方法

（公告の方法）

第54条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行

う。ただし、貸借対照表の広告に関しては、当法人のホームページに開催して行

う。

1. 雑　則

（細則）

第55条　この定款の施行についての必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを

定める。

附　則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 理事 | 米田大吉 |
| 理事 | 酒井泰幸 |
| 理事 | 中岫優介 |
| 理事 | 淨法寺朝生 |
| 理事 | 髙木茂 |
| 理事 | 吉田百子 |
| 理事 | 山本恵子 |
| 監事 | 米田吉宏 |

1. この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2012年３月31日までとする。
2. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
3. この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2012年３月31日までとする。
4. この法人の設立当初の会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
	1. 入会金　　　　　　　　　　　　　　　　無料
	2. 正会員年会費（個人）　　　　　　　5,000円
	3. サポーター会員年会費（団体）　　 10,000円

 （個人）　　　1,000円

附　則（2012年５月26日）

この定款は特定非営利活動促進法の一部改正と同法施行令の施行に伴い、

一部を第2回通常総会にて変更承認し、青森県知事の認証を受けた日から

施行する。

（2017年５月23日）

　 この定款は、第12条1項を変更する。

（2018年５月28日）

　 この定款は、第54条を変更する。